

かがわ思いやり駐車場利用証の 妊産婦の方の利用期間を延長します

県では、子育てを支援するため、乳幼児と一緒に安心して外出できるよう、令和5年10月1日から、「かがわ思いやり駐車場制度」において妊産婦の方が駐車場を利用できる期間を延長します。



これまで 母子健康手帳取得時～産後1年まで

これから 母子健康手帳取得時～産後2年まで

※多胎児（双子、三つ子など）の場合は、
母子健康手帳取得時～産後3年まで



かがわ思いやり駐車場制度とは



かがわ思いやり駐車場

妊産婦、障害のある方や要介護高齢者、けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「思いやり駐車場」（優先駐車スペース）を設置し、妊産婦など移動に配慮が必要な方に対して「思いやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

利用証の申請方法等については、HP をご参照ください。

かがわ思いやり駐車場

検索

利用証をお持ちの方、利用証を返却された方へ

○現在利用証をお持ちの方で、有効期間が令和5年9月以降の方

⇒順次利用期間を1年間延長できるシールをお送りします。

（多胎児の場合は、裏面申請書によりさらに1年間の延長が可能です。（※））

○上記以外の利用証を過去に交付されていた方で、お子さんの誕生日が、令和3年10月以降の方

（多胎児の場合は令和2年10月以降の方）

⇒裏面申請書により延長申請又は再交付申請が可能です（※）。

（※）確認書類が必要な場合がありますので、申請書の下部記載事項をご確認ください。

お問い合わせ 香川県 健康福祉部 健康福祉総務課 地域福祉グループ
高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館 16階
TEL：087-832-3280 FAX：087-806-0209



※過去に利用証を交付されていた方用

かがわ思いやり駐車場 妊産婦の有効期間延長（再交付）申請書

		年 月 日
香川県知事 様		
かがわ思いやり駐車場利用証の有効期間延長（再交付）を申請します。		
〒 ー		
住 所		
申請者	(ふりがな)	
氏 名		
電話番号 ー ー		
Email		

〒 ー		
住 所		
代理人	(ふりがな)	
氏 名		
(申請者との続柄：)		
電話番号 ー ー		
Email		
お子様の出生月		<input type="checkbox"/> 単胎児 <input type="checkbox"/> 多胎児 令和 年 月
利用証	交付番号	
	有効期限	年 月
	現在の状況	<input type="checkbox"/> 利用証を持っている <input type="checkbox"/> 既に返却した <input type="checkbox"/> 利用証を持っているが、破損等により交換を希望する

(注) 前回の申請内容と同じ場合は、添付書類不要です。
下記の場合は添付書類が必要です。

- ・ 多胎児の場合：子的人数分の母子健康手帳。(住所、氏名、誕生日のあるページ)
- ・ 住所変更の場合：身分証明書又は母子健康手帳の住所、氏名のあるページ
- ・ 出産（予定）月変更の場合：母子健康手帳の誕生日欄
- ・ 代理人申請の場合：代理人の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

※ 記載された個人情報、かがわ思いやり駐車場利用証の交付等の事務に必要な場合のみに使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

◇郵送先、お問い合わせ先

香川県 健康福祉部 健康福祉総務課 地域福祉グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1-10
電 話 087-832-3280(直通)

確認印

確認印

